

中津警察署協議会

第4回会議の開催状況

第1 開催月日

令和5年2月3日（金）

第2 出席者

協議会 委員 7名
警察署 署長、副署長、刑事官、総務課長、会計課長、留置管理課長、
生活安全課長、地域課長、刑事課長、警備課長 10名

第3 議事の概要

1 業務説明等

警察署から

- ・ 管内概況
- ・ 業務推進状況

について説明がなされた。

2 諮問事項に対する答申

警察署協議会から本年度の諮問事項である

- ・ 高齢者の被害防止に資する情報発信

について答申がなされた。

(1) 高齢者に対する有用な情報発信の機会について

ア 自治会に加入していない高齢者には、警察官による巡回連絡等の機会において注意喚起のチラシ等を活用してもらいたい。

イ 高齢者施設やドラッグストア等の目につきやすいところに注意喚起のチラシを置くなどして、持ち帰りやすいようにしてもらいたい。

ウ 情報発信の機会について、他機関との情報共有や連携も重要である。

(2) 高齢者に対する情報発信の効果的な手法について

ア 高齢者には、チラシや広報紙等の紙媒体が効果的である。その場合には、難解な日本語、小さな文字、カタカナ文字やローマ字を多用しない。

イ 講話等、面前で情報発信する際は、大きな声でゆっくりと伝えること。

ウ 「サイト」や「アプリ」等のカタカナ表記の言葉は、分かりやすい言葉に置き換えるなど伝える工夫をすること。

エ 言葉だけでなく、要所要所でグラフや図、解説をボード等により視覚に訴えることも効果的である。

オ 高齢者に覚えてもらいたい点については、情報過多とならないよう、ポイントを2つくらいに絞り、重点的に伝えること。

カ 高齢者が、特殊詐欺等の手口、キーワード等を見聞きした場合の対処法について具体的にイメージできるように伝えて欲しい。

3 特殊詐欺被害防止動画の視聴

第3回会議において、若手警察官が作成した動画について、委員からいただいた意見を反映し、さらに幅広い世代に向け練り直したうえでYouTubeの公式チャンネルで配信した「特殊詐欺被害防止動画」を委員に披露した。

委員から「前回から格段にわかりやすくなっており、クオリティも高い」、「多くの人に見てもらいたい」旨の意見がなされた。

4 質疑・要望等

- (1) 委員から「昨年の特種詐欺の被害届が3件というのは、実際に被害に遭って届出をされたのが3件という意味か」旨の質問がなされ、警察署から「届出自体は17件で、そのうち被害届を提出されたのが3件であり、被害に気づかない人や、申告をしない人を含めるともっと被害者は増えると思われる」旨の回答がなされた。
- (2) 委員から「特種詐欺は、被害届を出さなかったら捜査はしないのか」旨の質問がなされ、警察署から「相談や事案認知という形でも、必要な基礎捜査は実施し、犯人を野放しにはしない」旨の回答がなされた。
- (3) 委員から「運転免許を返納した際のメリットは何か」旨の質問がなされ、警察署から「事故を起こさないというのが1番のメリット。それ以外には、市町村ごとで違いはあるが、運転経歴証明書による商店での割引や、タクシー無料券の配付等がある」旨の回答がなされた。
- (4) 委員から「架空請求のメールは送っただけで犯罪にはならないのか。メール送信行為を取り締まれないのか」旨の質問がなされ、警察署から「明らかに騙す文言があれば詐欺と認められる可能性が高いが、メールはパソコン等で大量に一斉送信され、さらに不法に入手した携帯電話等が使われるケースが多く、その特定がなかなか難しいのが現状である」旨の回答がなされた。